

日程第8 議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について

○議長（石橋英和君）日程第8 議案第4号 橋本市子ども・子育て会議条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この第2条で、子ども・子育て会議は、次に掲げる事項のことにすること、**「法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。」**とあるんですけども、法律は調べたらわかってるんですが、その中でも、特に橋本市においては、どういうことをやっていこうと考えておられるのかというのが一つと、それと、会議の、第3条、**「委員15人以内をもって組織する」**ということで、先日の一般質問でも、保育の関係者とか保護者とかという話もあったんですけども、保育に関係する方、また保護者の方とかを、どのぐらいの割合で考えておられるのかということと、また公募をされるのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）1点目は、橋本市では、この子ども・子育て会議でどういふことをするかということですか。

ここに書いておりますように、子ども・子育て支援法の第77条第1項に掲げております内容について審議していただいて、それを今後の計画に、子ども・子育て支援事業計画というのを最終出しますので、その計画にのせていって、それに基づいて、今後、橋本市の子どもへの支援、子育て支援について進めてい

くということで考えております。

それから、もう一点、委員の内容でございますが、公募ということでございますが、公募は2名を予定しております。あとは保育園の保護者の代表者とか、幼稚園の保護者の代表者、それから保育園の経営者の代表者の方、それから幼稚園の経営者の代表の方、それから学識経験者、それから社会福祉母子保健団体の代表の方、この間もお話ありましたが学童保育の関係者の方、地域子育て支援者の代表の方、それから市の職員、それから発達支援事業の関係者等で計15名を予定しております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）先ほど、第77条第1項各号ということで、この中に**「利用定員の設定に関し」**とかという、そういうことも含まれているんですけども、そういうことも含めて、この子ども・子育て会議の中では協議しながら、それを支援事業計画にまとめていくということでよろしいでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）第77条第1項の1番に、幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員の設定に関し、意見を述べること、ということがございますので、このことも入れさせていただいて、地方版、橋本市の子ども・子育て支援事業計画に反映していきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第4号に

については、文教厚生員会に付託いたします。

日程第9 議案第5号 橋本市高野口クリーンセンター跡地整備事業基金条例を廃止する条例について

○議長（石橋英和君）日程第9 議案第5号 橋本市高野口クリーンセンター跡地整備事業基金条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 橋本市高野口クリーンセンター跡地整備事業基金条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 橋本市半島振興対

策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第10 議案第6号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業

**集積の形成及び活性化に関する
法律に基づく固定資産税の特別
措置に関する条例の一部を改正
する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第11 議案第7号
橋本市企業立地の促進等による地域における
産業集積の形成及び活性化に関する法律に基
づく固定資産税の特別措置に関する条例の一
部を改正する条例について を議題といたし
ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一つ、改正内容につ
いて説明ください。もう一つは、そのことによ
って企業誘致が促進されるということになる
のか、この2点伺います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）それでは、改正内
容でございますけれども、本条例は、企業誘致
を推進すべく、企業立地の促進等による地域
における産業集積の形成及び活性化に関する
法律第5条第5項の規定による同意を得た基
本計画、これは「紀の川流域地域基本計画」
というんですけれども、その要件を満たした場
合に、固定資産税の土地、建物について課税
免除を行うための条例でございます。当初、
「紀の川流域地域基本計画」は、平成20年2
月1日から平成25年1月31日までの期間で
ございましたけれども、新たに、平成25年4月
1日から平成30年3月31日までの5年間の期
間とする、「紀の川流域地域基本計画」が国から
同意されたため、橋本市企業立地の促進等によ
る地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律に基づく固定資産税の特別措置に
関する条例の一部を改正するものでございま
す。

改正内容でございますけれども、第2条で、

「同意基本計画の計画期間内」というふうに
改正しておるんですけども、これは第1条中
に、「企業立地の促進等による地域における産
業集積の形成及び活性化に関する法律第5条
第5項の規定による同意を得た基本計画」と
いうことを既にもう明文化されてますので、
今回、新たに平成25年4月1日から30年3月
31日までの5年間の期間とする「紀の川流域
地域基本計画」が同意されたことに伴いまし
て、よりわかりやすい表現としたものでござ
います。

それから、条例の内容でございますけれども、
これは先ほどから言わせていただきましたこ
となんですけれども、一つの同意を得た基本計
画の適用業種におきまして、要件を満たせば、
直接制度の用に供する土地家屋の固定資産税
が3年間課税免除されるということをやった
ものでございまして、3年間の課税免除分
については、国から財源措置が行われること
になっておりまして、計画期間が満了する平
成30年4月1日以降に3年間の課税免除の期
間がある場合には、企業誘致を積極的に推進
するという市の考え方を持っておりますので、
財源措置がなくても市独自政策として、3
年間の期間の満了するまで課税免除を行う
というものでございます。

今回、適用業種につきましても、各製造業
もあるんですけど、今回新たに追加業種とい
たしまして、繊維工業、プラスチック製品製
造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造
業等が新たに追加業種となっております。
それから、適用要件につきましても、農林水
産関連業種でございましたら、建物・土地の
取得額の合計が5,000万円を超えるもの、それ
以外の業種につきましても、建物・土地の価
格合計が2億円を超えるものということにな
ってございます。

以上が主なものでございます。

それと、市がそのことによって、企業誘致にどのような影響が出るかということでございますけれども、当然、適用業種、今回の新しい「紀の川流域地域基本計画」が新たに5年間つくられたということで、その適用要件に合えば3年間の課税免除がされますので、企業としては、より橋本市に進出しやすくなるということで、それを企業側に話をする場合でも、企業誘致室もそれをもとに誘致しやすいというような環境になると考えてございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今のお話で、企業にとっては有利で、また国からの財政措置もあるということなんですけれども、平成24年度に適用を受けた企業というのが何件で、減額された固定資産税と申しますのが合計いくらに、ちなみと申しますか、なるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）これは先ほどの議案の第6号の半振法の絡みと、今回の7号の企業立地のほう、その二つで、その資料しかちょっと持ってないんですけども、双方の、企業立地のほうで、ありました。企業立地のほうで、平成22年度から25年まで4年間の実績ですけども7社、7件ございます。減免の合計額が2,127万4,537円でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第12 議案第8号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）一点だけお尋ねいたします。この工事の工程表上、遺跡調査はやってみなければわからないと思うんですけども、27年の4月からというふうになってますが、これは遺跡調査も含めて、これはもう可能であるという予測がきちっとできているということですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栴谷俊介君）遺跡調査については、平成25年度に考えておりまして、こ

れも建てる面積、建物の面積からしますと、そんなに広くならないと考えておりますので、この日程で可能であると考えております。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）教育委員会といたしましても、できる限りこの工程でさせていただくような、遺跡調査も含めて対応してまいりたいと思いますが、出た遺跡によりましては、多少工程を変更せざるを得ないようなケースが想定されますので申し上げておきたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第13 議案第9号 橋本市道路占用料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、経済建設委員会に付託いたします。